

仕 様 書

1 件 名 令和 7 年度分布推定モデルの精度確認業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和 8 年 3 月 19 日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）生物多様性領域では、将来の社会シナリオの保全効果を評価する研究を実施しており、将来の植物種の多様性を予測するため、分布推定モデル構築を行っている。分布推定モデルについては、種の特性に応じて分布域が過大・過小に評価されることがあるため、既知の分布域に照らして推定された分布域が妥当であるかどうか、精度検証が必要だが、空間分布の一致度は、面積や配置等、様々な観点での評価があり得るため、評価手法自体をまず整理することが必要である。本業務では、令和 6 年度分布推定モデル（植物種）の精度確認手法検討業務で整備したモデルの精度評価の基盤となる既知の分布域の情報およびモデル推定結果の精度評価方針に基づき、185 種の植物種の分布推定モデルの精度確認を行う。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。

(1) 評価対象種に関する分布情報データベースの作成

NIES が指定する評価対象種（約 100 種）について、図鑑等から既存の分布情報に関する記載事項を収集し、種ごとに分布情報・分布の特性・出典等を整理し、分布情報データベースを作成する。

(2) 分布推定モデルの精度確認の試行

令和 6 年度分布推定モデル（植物種）の精度確認手法検討業務で整備した精度確認手法に基づいて、約 185 種の植物種について、2 種類の閾値処理を用いた分布推定結果（種×処理で合計約 370 件）の精度確認を行う。精度確認手法は、分布推定結果と分布情報の合致度合いの段階的な評価とその判断基準、および不整合がある場合の相違のパターンの整理に基づくものである。

確認は、令和 6 年度業務および本業務（1）で整備した分布情報データベースを用いる。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下に以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 収集データ 一式
- (2) 電子媒体の業務報告書 一式

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。

- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。